

# 不法投棄は犯罪です！

～河川法等の法令にも罰則規定が定められています～

## 【罰則規定】

### ◎河川法（政令）違反

河川区域内に土石・ゴミ・ふん尿・鳥獣の死体その他の汚物もしくは廃物を捨てる事等の場合

→ “3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金”

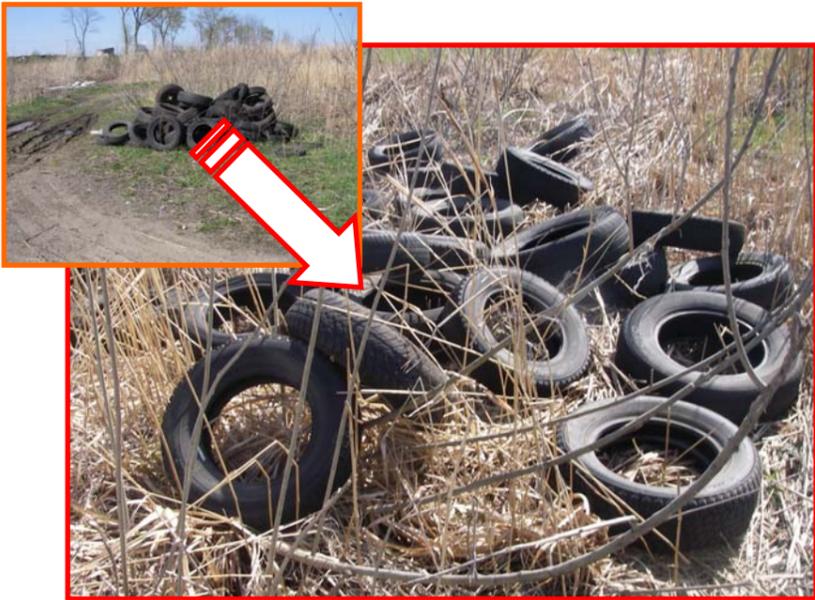
### ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物を捨てた場合

→ “5年以下の懲役または  
1,000万円以下の罰金”

一般廃棄物を捨てた場合

→ “3年以下の懲役または  
300万円以下の罰金”



※掲載されている写真は全て国土交通省青森河川国道事務所が管理する岩木川で発見された不法投棄です。藤崎出張所では地元の警察署と連携を行う等の対策を行っております。

